

## 横浜市駐車場条例の一部改正（令和8年2月）の概要

### 1 附置義務の対象規模の緩和（乗用車・自動二輪車）[第4条、第4条の3]

駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域（以下「商業地域等」という。）における駐車場附置義務の適用規模を「2,000㎡超」に緩和しました。

地区の区分	改正前	改正後
商業地域等	1,000㎡超	2,000㎡超
周辺地区又は自動車ふくそう地区（以下「周辺地区等」という。）	2,000㎡超	2,000㎡超

### 2 附置義務の対象建物用途の一部除外（乗用車・自動二輪車）[第4条、第4条の3]

商業地域等において、事務所、工場、倉庫及び非特定用途（学校、福祉施設、診療所等）を駐車場附置義務の適用及び台数算定の面積対象から除外しました。

		改正前		改正後	
		商業地域等	周辺地区等	商業地域等	周辺地区等
特定用途	百貨店その他の店舗	対象	対象	対象	対象
	事務所	対象	対象	対象外	対象
	倉庫又は工場	対象	対象	対象外	対象
	その他特定用途	対象	対象	対象	対象
非特定用途		対象	対象外	対象外	対象外

※本市では、駐車場法第20条第1項に規定する「特定用途」に「共同住宅」は含みません。（荷さばき車も含めて本条例の対象外）

### 3 原単位（附置義務台数の算定基準）の緩和（乗用車）[第4条]

周辺地区等における「倉庫又は工場」の原単位を「400㎡/台」に緩和しました。

		改正前		改正後	
		商業地域等	周辺地区等	商業地域等	周辺地区等
特定用途	百貨店その他の店舗	200㎡/台	200㎡/台	200㎡/台	200㎡/台
	事務所	250㎡/台	250㎡/台	(対象外)	250㎡/台
	倉庫又は工場	250㎡/台	300㎡/台	(対象外)	400㎡/台
	その他特定用途	250㎡/台	250㎡/台	250㎡/台	250㎡/台
非特定用途		550㎡/台	(対象外)	(対象外)	(対象外)

### 4 隔地の特例の適用距離の緩和（乗用車・荷さばき車・自動二輪車）[第10条第1項]

駐車場の隔地化が可能な距離を「おおむね500m以内」に緩和しました。

	改正前	改正後
隔地距離（水平距離）	おおむね300m以内	おおむね500m以内

### 5 利用実態に基づく附置義務台数の特例の追加（乗用車・自動二輪車）[第10条]

条例により附置した駐車場の利用率が低迷している既存建築物について、

- ① 利用実態に基づき附置義務台数を緩和する特例を追加しました。（第4項）
- ② 同一敷地内の建替に①の台数緩和を適用できる特例を追加しました。（第5項）

※あわせて供用開始後5年間の利用実績調査及び報告を規定しました。（第12条の3）

※上記のうち4、5は、詳細について横浜市駐車場条例施行規則及び横浜市駐車場条例取扱基準で規定します。

※詳しくは、今後改訂予定の「横浜市駐車場条例の解説」をご覧ください。